

○環境省告示第五十四号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正し、平成三十一年三月二十日から適用する。

平成三十一年三月二十日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
(略)	(略)	(略)
全シアン	(略)	<u>規格 K0102 の 38.1.2 (規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)</u> 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、 <u>規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。)</u> 付表 1 に掲げる方法
(略)	(略)	(略)
六価クロム	(略)	<u>規格 K0102 の 65.2 (規格 K0102 の 65.2.7 を除く。)</u> に定める方法 (ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料

別表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
(略)	(略)	(略)
全シアン	(略)	<u>規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法</u>
(略)	(略)	(略)
六価クロム	(略)	<u>規格 K0102 の 65.2 に定める方法 (ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格</u>

		を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
(略)	(略)	(略)
総水銀	(略)	<u>公共用水域告示付表 2</u> に掲げる方法
アルキル水銀	(略)	公共用水域告示 <u>付表 3</u> に掲げる方法
P C B	(略)	公共用水域告示 <u>付表 4</u> に掲げる方法
(略)	(略)	(略)
チウラム	(略)	公共用水域告示 <u>付表 5</u> に掲げる方法
シマジン	(略)	公共用水域告示 <u>付表 6</u> の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	(略)	公共用水域告示 <u>付表 6</u> の第 1 又は第 2 に掲げる方法

		K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
(略)	(略)	(略)
総水銀	(略)	<u>昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。)</u> <u>付表 1</u> に掲げる方法
アルキル水銀	(略)	公共用水域告示 <u>付表 2</u> に掲げる方法
P C B	(略)	公共用水域告示 <u>付表 3</u> に掲げる方法
(略)	(略)	(略)
チウラム	(略)	公共用水域告示 <u>付表 4</u> に掲げる方法
シマジン	(略)	公共用水域告示 <u>付表 5</u> の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	(略)	公共用水域告示 <u>付表 5</u> の第 1 又は第 2 に掲げる方法

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ふっ素	(略)	<p>規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K 0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注⁽²⁾第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラ</p>	ふっ素	(略)	<p>規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c) (注⁽⁶⁾第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法</p>

		フ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
(略)	(略)	(略)
1,4-ジオキサン	(略)	公共用水域告示付表8に掲げる方法
(略)		

付表

<p>クロロエチレンの測定方法</p> <p>第1 パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) 公共用水域告示付表8の第2の1の(1)に掲げる水</p> <p>(2) 公共用水域告示付表8の第2の1の(2)に掲げるメタノール</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>2 器具及び装置</p> <p>(1) 公共用水域告示付表8の第2の2の(1)に掲げる試料</p>
--

(略)	(略)	(略)
1,4-ジオキサン	(略)	公共用水域告示付表7に掲げる方法
(略)		

付表

<p>クロロエチレンの測定方法</p> <p>第1 パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) 公共用水域告示付表7の第2の1の(1)に掲げる水</p> <p>(2) 公共用水域告示付表7の第2の1の(2)に掲げるメタノール</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>2 器具及び装置</p> <p>(1) 公共用水域告示付表7の第2の2の(1)に掲げる試料</p>
--

容器

- (2) パージ・トラップ装置 (注4) (注5)
- (a) 公共用水域告示付表8の第2の2の(2)の(a)に掲げるパージ容器
 - (b) 公共用水域告示付表8の第2の2の(2)の(b)に掲げるパージ容器恒温装置
 - (c) 公共用水域告示付表8の第2の2の(2)の(c)に掲げるトラップ用管
 - (d)・(e) (略)
 - (f) 公共用水域告示付表8の第2の2の(2)の(f)に掲げるトラップ管加熱装置
 - (g) 公共用水域告示付表8の第2の2の(2)の(g)に掲げるパージガス
 - (h) (略)
- (3) ガスクロマトグラフ質量分析計 (注10)
- (a) 公共用水域告示付表8の第2の2の(3)の(a)に掲げるガスクロマトグラフ
 - (b) 公共用水域告示付表8の第2の2の(3)の(b)に掲げる質量分析計
- (注4)～(注10) (略)

3 試料の採取及び保存は、公共用水域告示付表8の第2

容器

- (2) パージ・トラップ装置 (注4) (注5)
- (a) 公共用水域告示付表7の第2の2の(2)の(a)に掲げるパージ容器
 - (b) 公共用水域告示付表7の第2の2の(2)の(b)に掲げるパージ容器恒温装置
 - (c) 公共用水域告示付表7の第2の2の(2)の(c)に掲げるトラップ用管
 - (d)・(e) (略)
 - (f) 公共用水域告示付表7の第2の2の(2)の(f)に掲げるトラップ管加熱装置
 - (g) 公共用水域告示付表7の第2の2の(2)の(g)に掲げるパージガス
 - (h) (略)
- (3) ガスクロマトグラフ質量分析計 (注10)
- (a) 公共用水域告示付表7の第2の2の(3)の(a)に掲げるガスクロマトグラフ
 - (b) 公共用水域告示付表7の第2の2の(3)の(b)に掲げる質量分析計
- (注4)～(注10) (略)

3 試料の採取及び保存は、公共用水域告示付表7の第2

の3に定める方法による。

4・5 (略)

第2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法

1 試薬

- (1) 公共用水域告示付表8の第2の1の(1)に掲げる水
- (2) 公共用水域告示付表8の第3の1の(2)に掲げる塩化ナトリウム
- (3) 公共用水域告示付表8の第2の1の(2)に掲げるメタノール
- (4)～(8) (略)

2 器具及び装置

- (1) 公共用水域告示付表8の第2の2の(1)に掲げる試料容器
 - (2) 公共用水域告示付表8の第3の2の(2)に掲げるヘッドスペース装置
 - (3) ガスクロマトグラフ質量分析計 (注17)
 - (a) 公共用水域告示付表8の第3の2の(3)の(a)に掲げるガスクロマトグラフ
 - (b) 公共用水域告示付表8の第2の2の(3)の(b)に掲げる質量分析計
- (注17) (略)

の3に定める方法による。

4・5 (略)

第2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法

1 試薬

- (1) 公共用水域告示付表7の第2の1の(1)に掲げる水
- (2) 公共用水域告示付表7の第3の1の(2)に掲げる塩化ナトリウム
- (3) 公共用水域告示付表7の第2の1の(2)に掲げるメタノール
- (4)～(8) (略)

2 器具及び装置

- (1) 公共用水域告示付表7の第2の2の(1)に掲げる試料容器
 - (2) 公共用水域告示付表7の第3の2の(2)に掲げるヘッドスペース装置
 - (3) ガスクロマトグラフ質量分析計 (注17)
 - (a) 公共用水域告示付表7の第3の2の(3)の(a)に掲げるガスクロマトグラフ
 - (b) 公共用水域告示付表7の第2の2の(3)の(b)に掲げる質量分析計
- (注17) (略)

3 試料の採取及び保存は、公共用水域告示付表8の第2の3に定める方法による。

4 試験操作

(1)～(3) (略)

(4) 分析

(a) バイアル用ゴム栓を通して、ガスタイトシリンジ(注22)を用いて気相の一定量を採り、直ちに公共用水域告示付表8の第3の2の(3)の(a)の(オ)の試料導入方法によってガスクロマトグラフ質量分析計に注入する。

(b)～(d) (略)

(注18)～(注22) (略)

5 (略)

備考

(略)

3 試料の採取及び保存は、公共用水域告示付表7の第2の3に定める方法による。

4 試験操作

(1)～(3) (略)

(4) 分析

(a) バイアル用ゴム栓を通して、ガスタイトシリンジ(注22)を用いて気相の一定量を採り、直ちに公共用水域告示付表7の第3の2の(3)の(a)の(オ)の試料導入方法によってガスクロマトグラフ質量分析計に注入する。

(b)～(d) (略)

(注18)～(注22) (略)

5 (略)

備考

(略)